

企画総務委員会 送付 8－16

旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 22 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年(2026年)6月22日

陳 情 書

千代田区議会議員 秋谷 こうき 殿



件名:旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情

— 公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会中間報告書(平成23年3月)及び千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書(令和6年7月)の教訓を踏まえた、議会関与の制度的確保についての要望 —

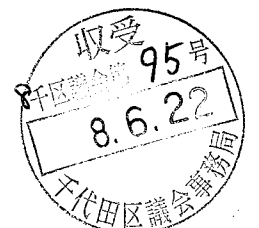
陳情の理由:

千代田区議会は、平成22年第4回区議会定例会継続会において、「行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議」を可決し、特別委員会として、「公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会」を設置した。本委員会は、平成5年(1993年)から平成9年(1997年)までに行われた区立小学校の校舎解体工事の入札等の契約事務について調査を行い、平成23年3月31日付で同委員会中間報告書(以下「中間報告書」という。)を取りまとめた。中間報告書は、契約事務の透明性確保の重要性について重要な指摘を行うとともに、契約制度の改善、「千代田区職員等公益通報条例」の運用充実、「区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱」及び「不当要求行為の記録に関する取扱要綱」の制定など、各制度改革の契機となった。

令和6年1月、元区議会議員及び元職員による官製談合防止法違反事案(お茶の水小学校・幼稚園改築工事関係)が発覚した。区はこれを受け、「千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」及び「千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置し、令和6年7月に「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」(以下「再発防止検討報告書」という。)を公表した。また、令和6年3月開催の千代田区議会「契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会」においては、公適配時の小学校校舎解体工事等をめぐる先述の中間報告書が「区議会事務局資料1」として委員に配付され、再発防止策の検討資料として活用された。これらの経緯は、中間報告書の教訓が現時点においても重要な参照点であることを示している。

旧永田町小学校校舎の解体は、お茶の水小学校・幼稚園改築工事に係る官製談合防止法違反事案後、近年における大規模な区立小学校関連工事となる。中間報告書及び再発防止検討報告書の教訓を踏まえ、本件解体に係る意思決定及び契約手続については、議会関与と契約透明性の確保について、特段の配慮が求められることを注意喚起されたい。

陳情項目:



よって、千代田区議会に対し、下記の事項について審議のうえ、関係機関に必要な措置を講じられるよう求める。

1 区長による説明責任の確保

旧永田町小学校は、明治の創立以来、当時の東京市長尾崎行雄氏より、東京の模範市民教育の実践校としての役割を任せられ、日本の教育モデル校として、明治・大正・昭和・平成の時代を国家の中核永田町で果たしてきた経緯があり、戦後もその土地建物は教育目的の財産として承継されている。旧永田町小学校校舎の解体理由については、公式説明における「教育目的」の位置付けを含め、区長による本会議又は所管常任委員会における公式答弁の機会を設けていただきたい。

2 教育用財産の用途変更プロセスの公開

旧永田町小学校敷地に係る財産区分の用途変更に関する庁内決裁文書、関係会議体（首脳会議、区有地等活用検討会等）の議事録及び起案文書について、区議会に資料として提出することを求める。

3 日本国憲法第26条「教育を受ける権利」との適合性の検証

教育用財産として承継された旧永田町小学校校舎の解体方針について、日本国憲法第26条「教育を受ける権利」及び地方自治法の関係規定との整合性を、区議会において公式に検証することを求める。

4 解体方針の議会承認手続の制度化

旧永田町小学校校舎の解体の執行に先立ち、区議会本会議における承認議決を要件とする旨の条例制定について審議することを求める。

5 教育用財産処分基準の制度化

教育用財産の用途変更及び処分に関する基準を条例として制度化し、議会関与・区民参加・外部有識者の関与を必須要件とすることについて審議することを求める。

6 周辺都市計画・国有地との関係の透明化

旧永田町小学校敷地に隣接する都市計画道路補助第21号線計画区域及び国有地等との関係について、千代田区が把握している範囲で、東京都及び国との協議の経緯等を含め、区議会、区民及び外部有識者に対し協議の内容を公開し説明を行うよう、関係部署に求めること。

7 契約透明性確保のための外部監視体制の整備

中間報告書及び再発防止検討報告書の教訓を旧永田町小学校解体プロセスに制度的に適用し、外部有識者を含む契約監視体制を解体・改修工事等の着手前に整備するよう、関係部署に求めること。

結 語:

本陳情は、特定の個人又は組織に対する非難を目的とするものではない。陳情者の意図は、千代田区における公有財産処分の意思決定過程について、議会制民主主義及び情報公開の原則に基づき、制度的な検証と改善が行われることに尽きる。

明治以来地域に根差してきた旧永田町小学校について、教育用財産としての歴史的経緯及び現校舎の文化財・建築的価値を踏まえ、解体方針の決定過程に関する公式な公開検証と、関係条例等の制度的整備が行われるよう、区議会の良識ある審議を強く求めるものである。